

事務連絡  
平成24年4月2日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災への対応を行った保険薬局における調剤基本料の算定の取扱いについて

東日本大震災の発生に伴う医薬品の供給体制の確保のため、各保険医療機関及び各保険薬局においては、医薬品の長期処方への自粛及び分割調剤の考慮についてご協力いただいたところ。(「平成23年3月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方への自粛及び分割調剤の考慮について」参照)

保険薬局によっては、こうした対応の影響により、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第3調剤報酬点数表区分00に掲げる調剤基本料の注1に規定する保険薬局(※)に新たに該当することとなるものがあるが、この度、こうした保険薬局のうち、震災前後の受付傾向等からこれが震災対応による影響であることが十分伺えるものについては、平成23年3月から7月までであって受付回数が4,000回を超える月については、調剤基本料の算定に係る処方せんの受付回数の算出に当たり、その月の受付回数を4,000回とみなすこととしたので、その実施及び関係者に対する周知について遺漏なきを期されたい。

※ 処方せんの受付回数が4,000回を超え、かつ、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超えるもの(調剤基本料として24点を算定する。)

